

建設産業常任委員会

1 開 議 令和2年12月7日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第109号 大田原市道路整備事業負担金徴収条例の制定について

日程第2 議案第127号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入について

日程第3 議案第123号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定について

日程第4 議案第124号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター
一黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定について

日程第5 議案第125号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの
指定管理者の指定について

日程第6 建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申出について

建設産業常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	新	卷	満	雄		出席
委員	伊	賀		純		出席
	齋	藤	光	浩		出席
	前	田	則	隆		出席
	滝	田	一	郎		出席
	小	林	正	勝		出席
当 局	産業振興部長	磯		一	彦	出席
	建設水道部長	加	藤	雅	彦	出席
	農政課長	高	林		晋	出席
	商工観光課長	君	島		敬	出席
	道路課長	薄	井	一	重	出席
	下水道課長	五	月	女	真	出席
事務局	岡	村	憲	昭		出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎君） これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの資料のとおりであります。

当局の出席者は、加藤建設水道部長、礮産業振興部長、薄井道路課長、五月女下水道課長、高林農政課長、君島商工観光課長です。

◎議案第109号 大田原市道路整備事業負担金徴収条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第109号 大田原市道路整備事業負担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を簡潔に求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 建設水道部長の加藤でございます。本日同席しておりますのは、薄井参事兼道路課長、五月女下水道課長の2名でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第109号及び議案第127号につきまして、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の薄井道路課長並びに五月女下水道課長よりご説明申し上げます。

議案第109号 大田原市道路整備事業負担金徴収条例の制定につきまして、薄井道路課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 道路課長。

○道路課長（薄井一重君） それでは、私から議案第109号 大田原市道路整備事業負担金徴収条例の制定についてご説明いたします。

議案書7ページ及び8ページの議案書補助資料を御覧ください。道路法第61条第1項の規定に、道路管理者は、道路に関する工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。同条第2項に、前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例で定める旨が規定されております。この規定に基づき、市が施行する道路整備事業に係る費用の一部に充てるため負担金を徴収することについて、条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明させていただきます。当該条例は5条で構成されており、第1条が制定の趣旨を規定し、道路法第61条に定める規定により、必要な事項を定めるとした趣旨を明記しております。

第2条は、負担金の徴収を受ける者は、道路整備事業によって著しく利益を受けるものとした負担金の徴収を受ける者について規定しております。負担金徴収の対象となる工事については、主に市道の拡幅改良工事を想定しております。受益者については、主に事業者や企業を想定しております。受益者からの申

請を基に、詳細についてはその都度協議、決定してまいります。

第3条は、負担金の額について規定しております。負担割合については、周辺の状況や現場の状況、埋設物の移設の必要性などにより、一定の基準の想定が困難なことから、道路整備に係る費用の範囲内でその都度協議して決定していきます。

第4条は、負担金の徴収について規定しております。

第5条は、委任規定となります。この条例の定めるもののほか、負担金の徴収に関し必要な事項は市長が別に定めるとしてあります。これは、災害等や何らかの理由により負担金が期限までに納められない場合や追加経費が発生した場合など、1つの規定では想定しにくいことが考えられるため、その都度協議して決定していく旨を定めてあります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしてあります。

以上で議案第109号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 徴収のみだけが市長が別に定めるといふふうになっていますけれども、それ以外の部分、ちょっと具体的などという状況のときにこういった事業に取り組めるのかというのを市民の方に周知するためには、要綱みたいなものがないと全く漠然としていて、取り組めるのかという判断基準が全く今のところ分からないような気がするのです。私たちにとっても、市民の方にとっても、あるいは事業者の方にとっても。ついては、何かやっぱり要綱的なものをある程度明確に、補助事業ではないですけども、この要綱、このハードルで、これ以内だったら対応可能だから相談しようとか、初めからこれは無理だねとか、その判断基準がないと、このことを広報とかで周知、ホームページで周知しても、事務方に問合せだけが来たときに、担当もそのときにこの状態では、取りあえず出してください、出していただければ、協議いたしますみたいなことで、結果としてどの程度採択になるのかということが不明確だと思うのです。

ちょっと前置きが長くなってしまいましたけれども、ついては要綱とかで定める必要性が、意見も絡めてしまうのだけれども、そういう前提の下に質疑なので、要綱等をつくる考えはあるかについて伺います。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員、マイクに近づけて。よろしくお願いたします。

道路課長。

○道路課長（薄井一重君） 要綱についてはうちのほうも検討してはまして、まだ実例とか実績が他県とかでもないものですから、要綱につきましてもこの条例を運用しながら決めていきたいと思えます。一概にどういふときが当てはまるかというのはまだ難しいと思うのです。市のほうでもまだそういう実績等を、いろんな情報を得ている状況でありますので。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 要綱とか、全く市でも情報がなくて分からないという中でこの条例を制定することは、何かちょっと無理というか、全くそういうものがない中で条例を定めるということそのものがちょっと不自然にも感じるのですけれども、それをどうやって周知するのですか。例えばこの条例ができたときに、条例が成立したときに、市民に対してそういう漠然としたもので果たしていいのかという疑問

を感じるのです。ついては、その見解についてお伺いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） お答え申し上げます。

先ほどの薄井参事の説明でもあったとおり、対象が企業とか事業者を対象にした条例として考えております。本会議でも説明ありましたが、企業からこのような道路ができないかというような相談を受けたことがきっかけとなったということで、今までの道路整備自体は基本的に税金で整備するのが大前提ですから、皆さんからお金を出してもらって整備しようなんてのもともと考えておりません。ただ、企業から企業の都合でこのような道路が造りたい。本会議でも説明しましたが、幹線道路と幹線道路の間に細い市道があって、事業所があって、事業を拡張したいから、事業所まで太く道路をしてほしいという、そのような場合については著しく利益を受けるから、負担金を取るようなことも考えられるのだと。だから、布設をやる場合で、今までどおり一般の市民の皆様は議員さんを通して要望書を出していただくなりなんなりしていただいて、道路に関する要望はしていただきたいと思います。特別な事情、このような例えば条例のような事情が毎年毎年あるようなこともないと思いますので、そういうことでご理解いただきたいのです。一般の市民の方に負担金を出すなら整備してあげるよと、そういうような条例ではございませんので、よろしくお伺いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この条例に反対するわけではないのです。ただ、明確にやっていく必要があるのではないかとということと、分譲地開発とかやって、道路があって、こっちに抜く場合に、あるいは中を抜く場合に、この場合は分譲業者が分譲する素地、例えば坪2万円とかそこらで買ったものを10万円ぐらいで販売していく。そういった事業費の中でそれを捻出して、公園とか雨水調整池とか造って、最後完成したものを市に移管するのです。そういう考え方からすると、さっきの場合も状況によっては業者さんが全てそこをやってもらって、その上で市に移管してくださいということも可能性としてはあるのだと思うのです。だからそのすみ分け的なものです。そこのところをしっかりとしていかなければいけないのではないかなという感じで質問しています。それについての見解は。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） あくまでも開発業者が造って寄附していただける部分に関しては、この条例の適用には一切ありませんので、その辺は特に我々も想定しておりません。くどいようですが、事業所さん、先ほど申し上げたとおり、工場用地拡張とか何か、本当に特別な事情の場合、このような場合は道路法を調べた場合に負担金を取れるということなので、あくまでも負担金を取って道路を整備しようということは毛頭考えておりませんので、その辺ご理解いただきたいのです。

これまでどおり、業者が開発した場合は、その後市道として市が管理するようになるので、移管を受けて管理するということがありますし、あと民間の方が道路を整備する方法としては、道路法の24条の整備ということで、極端な例を申し上げますと、両郷地区の市道に関して幸福の科学さんがほとんど全面的に長い道路を整備したような形もありますので、そのような形で民間業者が市に代わって整備するような場合もあったりは今までどおり、従来ありますので、今回はとにかく市道を整備することによって、要するに極端な利益を受けるような場合で、特別に市が道路を整備してもいいなというような場合、特別な場合

なので、条例もアバウトです。申出がありましたら、建設水道部内で協議して、その後も市長、副市長とダイレクトで、こういう場合どうしたらいいか、これどうしよう、ああしようという、とにかく協議を進めていってやっていきたいと思っているのです。基準とか何かでどんどんいらっしやいというものではございませんので、特別な場合でも市として負担金が受けられるような体制だけは整えておこうというふうなものですので、あえて皆さんにどうぞ、この条例を使ってくださいということは一般市民の方まで申し上げることもございませんので、その辺くどいようですが、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 前田委員。

○委員（前田則隆君） 今回初めて総務から来ました前田です。よろしく願いします。

今の話の中で、まずこれからできるであろう、そういう申出に対応する受益者負担金を頂けるという法律を定めようとしているとは理解しました。問題は、その道路を造った後の残りの延長は、市の計画の範疇に例えば6メートル、側溝はどうの、下水はどう使うとか、そういうのも含めて恐らく指示する。開発のときに許可のあれに入ると思うのですが、そうするとその残り、住民がすぐにまた続いてやってほしいとか、いろいろな町として考える場合、受益者負担金をどうにするのかとか、そういうのは規定は今回はつくらないということですか。何割とか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） その負担割合の話からよろしいですか。負担割合、例えば具体的な例をちょっと挙げて説明させていただきたいと思います。

道路を造る場合、土地代、それと土地の更地にする物件移転補償代金、それと工事費用が主な費用です。仮に土地代が500万円、物件移転も500万円で工事費が1,000万円だった場合、総事業費2,000万円とします。この場合で、では2割を負担金として取りましようとして設定した場合です。そうすると、2,000万円の2割ですから400万円を負担金として頂くというような基準を定めていた場合、この場合に実は土地の事業者のほうから土地と物件移転はうちのほうで更地にして全部寄附してあげますので、それで整備してくださいと言われる可能性もあります。そういう場合もありますので、そうなったときには実は1,000万円の負担をその事業所さんがするような形になります。そうすると、400万円の負担よりも1,000万円が寄附されているので、そのような場合もあるので、基準割合とか何かは取り立てて決めておくと、道路事業の場合は非常に一定の基準で決められないことが多々あるものですから、その都度協議して決めていこう。

それから、先ほど薄井参事のほうからありました。そのような事例をどんどん、どんどん積み重ねていって、それで要綱なりなんなり、基準なりが今後決めていければいいなと思っていますので、あくまでも何回も何回も出てくるような事例でもありませんので、その都度慎重に検討しながら事業を進めていきたいと思っていますので、例えば事業所さんがこの道路をやってくれと言われても、はい、分かりましたとやる例がそんなに出てくるかどうかというのもあると思うのです。先ほど申しあげました、議場で申しあげた、幹線道路と幹線道路の間に細い市道があつて、それで工場までその部分だけ太くすると。その場合だと、実はその企業が事業を拡張するので、要するに雇用も増えるので、それは期待できるから、ではそれだったらやろう。その道路は幹線道路と幹線道路の間の道路なので、ここまで整備する。では、将来的に全部つなげれば、幹線道路と幹線道路をつなぐ価値のある道路。だから、この道路だったらやろうという、そのような判断基準ができてくるので、そのようないろんな種々の事情によって負担割合とか何かを考えら

れるので、一定の基準で負担割合を決められないので、このような形で曖昧な形で常に協議しながら、上層部と協議しながら、上層部のほうがいろんな情報を持っていると思いますので、そのような形で進めたいと思って、このような簡単な。

他市の状況も調べたのです。栃木県内で整備しているところはどこもありません。全国でも見ましても9つぐらいのところがありまして、それのところでも調べても、負担割合はまちまちなのです。負担割合が5%から50%までそれぞれありまして、それぞれの条例の作り方もいろいろまちまちですので、大田原市としては取りあえずその都度中でよく協議して、負担割合とか決めていきたいと思います。事情がその都度多分違うでしょうから。そのような形で、このようなシンプルな条例にさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 前田委員。

○委員（前田則隆君） そうすると、市である程度予測の中で条件がいいときにもし入ってきたら、将来も含めて判断するということですね。分かりました。

○委員長（櫻井潤一郎君） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩君） 新しくできる道路のそばに民家が、一般の家があつて、そこの方も実際は利益を受けるのだけれども、こちら側の工場のほうが負担するというような考え方でよろしいのですか。その一般の家は全然その道路に対して何も言っていないのだけれども、恩恵は受けてしまうと思うのですけれども、それはそういうことでいいのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） その場合も、その他もろもろの条件、ほかにもいろいろあるかもしれませんので、判断したいと思います。一般的に道路ができて恩恵を受けるのは、沿線の方皆さんは恩恵を受けますし、ただ道路ができたことによって交通量が増えて、騒音とか振動とかもありますので、100%恩恵を受けるかとなると、逆に企業の場合は、企業の関係車両もどんどん物流がよくなって、どんどん業績が上がってくるというようなこともありますので、その都度具体的な、全体的なことまで考えて判断していきたいと思いますので、その場合我々事業所からは頂くことを考えていますが、沿線の方まで負担金を出せというような意思はありませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひいたします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 本会議でもちょっと発言いたしましたが、今ちょうど大神地内の土砂の埋立て、そこところにはやはり一山を超えるところに企業が1つ既にありまして、そこも大型車両が通過して非常に傷みが激しいところなので、さっき事業者という話だけだったのですけれども、例えば今度埋め立てする事業者だとか、あるいは自治会とか、そういったところが要望とか問合せがあれば検討していただけるような、そういう事例の場合、対応を取っていただけたらいいなという意見を申し述べます。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) 意見がないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第109号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第109号 大田原市道路整備事業負担金徴収条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第127号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入について

○委員長(櫻井潤一郎君) 次に、日程第2、議案第127号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長(加藤雅彦君) 議案第127号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入につきまして、五月女下水道課長よりご説明申し上げます。

○委員長(櫻井潤一郎君) 下水道課長。

○下水道課長(五月女 真君) 下水道課長、五月女です。私から議案第127号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入についてご説明申し上げますので、タブレットの279ページをお開きください。

本件につきましては、那須塩原市が大田原市公共下水道を自己の住民の利用に供させることについて、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づく協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

タブレットの281ページをお開きください。初めに、協議箇所についてご説明申し上げます。協議箇所は、大田原高校前の内環状北大通り線を西に向かい、那須塩原市との境界を過ぎて左手に見えるカワチ薬局の南西側になります。位置図で申し上げますと、中心付近に協議箇所と赤枠で囲んだ矢印の先にある赤く塗られた場所で、こちらは本市の美原2丁目と那須塩原市との行政界を通る那須塩原市道緑726号線に面する場所です。この市道内には、大田原公共下水道が整備されていますが、那須塩原市においては下水道が未整備であるため、住宅建築を予定している方から大田原公共下水道を利用したい旨の要望が那須塩原市に提出され、本市と下水道接続の協議が必要となり、協議を行うために議会の議決を求めるものです。

タブレットの279ページをお開きください。内容でございますが、ページの中段からの説明になりますが、1、施設の名称は北那須流域関連大田原公共下水道、2、流入場所は大田原市第4処理分区、3、所在地は那須塩原市緑1丁目8番552と8番538で、4の使用条件でございますが、(1)から(4)までの4項目となっております。

なお、那須塩原市におきましても、本件について12月定例議会の中で審議することになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長(櫻井潤一郎君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

前田委員。

○委員（前田則隆君）　こういう地区外から北に水は必ず上から下まで下りますので、そういうことは合併前からいろいろ問題になって、大田原市と西那須野町は合併すればいいよねというのが合併の前の話だったのですが、こういう箇所はまだ何か所もあるのですか、それともあとこういうふうにも未開のこの辺の地域、これから不動産会社が開発する場合、共益費、あるいはそういうもろもろのやつはちゃんと協定とか、そういうのはできているのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君）　下水道課長。

○下水道課長（五月女 真君）　私のほうからお答えいたします。

まず、こういった区域外流入の箇所についてなのですが、那須塩原市民の方が大田原市の下水道を利用されている方は現在50名、今まで、平成5年からなのですが、ただし、その50名の方が全員使われているかというところの確認までは今のところできておりません。廃止とか、あとはそういった方もいらっしゃいますので。今まで申請があった件が50名ということでございます。

それと、この区域外の流入につきましては要綱がございまして、そちらの要綱についてが大田原市排水区域外の下水に係る公共下水道の接続使用取扱要綱、これに遵守して、そういった区域外流入を実施していくということになっております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君）　前田委員。

○委員（前田則隆君）　共益費は、やっぱり那須塩原市からもらうのですか。今まで農地とか何かのやつをこれから建築確認して、そこへ建てるために下水をお願いということになっていると思うのですが、そういうときの共益費は大田原市ではなく、向こうからもらって入れてあげて、手数料をもらうというだけなのですね。

○委員長（櫻井潤一郎君）　下水道課長。

○下水道課長（五月女 真君）　前田委員さんおっしゃる共益費というのは、受益者負担金ですか。

（「はい」と言う人あり）

○下水道課長（五月女 真君）　お答えいたします。

その区域外流入につきましては、受益者負担金という名称ではなく、協力金という名称、それを頂くことになっておりますので……

（「どちらからもらうんですか」と言う人あり）

○下水道課長（五月女 真君）　申請者からです。それは申請者から大田原市に入るということです。

○委員長（櫻井潤一郎君）　滝田委員。

○委員（滝田一郎君）　ここは、既にこの赤の隣とか、その周辺というのはもう既に、さっき説明あった50名の中に入っているエリアですね。

○委員長（櫻井潤一郎君）　下水道課長。

○下水道課長（五月女 真君）　こちらの赤く塗られた隣に家の跡がございます。こちらの方も申請はされているのですが、実際は接続はまだされていない。あとは、この真ん中の紫の線から内側、あと右側の黒い線、それからこの上のほうの区域、那須塩原市の区域なのですが、こちらの方が全員接続

されているということではございません。あくまでも大田原市の下水道管が埋設されている隣接の場所というところですよ。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この大田原市が市町村の境界のところに行く場合、大田原市の方にはいわゆる共益費、受益者負担金という名称かな、それを頂くのだけれども、さっきの出ている協力金というのはそもそも当然かもしれないのだけれども、頂かない状態で、なおかつ受ける柵とかも設置していない、白紙の状態になっているのですね。確認なのだけれども。当然だと思うのだけれども。

○委員長（櫻井潤一郎君） 下水道課長。

○下水道課長（五月女 真君） すみません。今のご質問の内容というのは、その境界の隣接地ということでよろしいのですか。境界の隣接地で、あくまでもその下水道管が入っているところの受益者負担金、それを頂いているかということですか。

（何事か言う人あり）

○下水道課長（五月女 真君） それについても頂いておりません。あくまでも接続のときだけです。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 市内であれば、両側当然受益者負担金平米当たり幾らというので頂くのでしょうか、こういったところを整備するときは半分しか頂いていないわけですね、大田原市のエリアの分だけしか。ここに下水を通す場合。だから、収支という面ではそういう境界上にあると、大田原市の下水道事業に対する収益性というのは半分になってしまうということなのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 下水道課長。

○下水道課長（五月女 真君） 現実的には半分になるかもしれませんが、滝田委員さんおっしゃるとおり、1つの路線に大田原市の区域であれば、両側の受益者から負担金は取れるという状況のところ、こういった境界においては片方しか基本的にはもらっていないところの現状を考えると、半分というか、そういった形になるかとは思いますが。

○委員長（櫻井潤一郎君） 前田委員、またやる。3回目です。

前田委員。

○委員（前田則隆君） すみません。毎回こういう条例を両方の議会の委員会を通してお客様は申請しているということなのですか。だから、ある程度決めてしまえば、申請と報告だけでいいようにはならないのですか。それだけちょっと聞きたい。

○委員長（櫻井潤一郎君） 下水道課長。

○下水道課長（五月女 真君） 今回の件につきましてもそうなのですが、申請があったその都度、その都度対応してございます。こういった協議をするための議会の議決が必要という手続はその都度やっております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） ないようでありますので、それでは意見をお願いいたします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） さっきの質問に関連するのですけれども、この行政界で下水とかやるとき、これは関係相手市のほうと協議をして、その時点でここに住宅ある方というか、共益費を協力金という名称になるか、名称はいずれにしても、整備するときに当然可能性の高いところなので、今後そういった場合にはやっっていく、あらかじめ。引いたときに受ける枿を造って、なおかつ共益費も頂くという、そういう手順をあらかじめやっっていって、都市計画づくりに非常に速やかというか、那須塩原市の方も恩恵を受けるし、大田原市にとってもこの事業が収益率が少しでも高まると思うので、今後そういったところ、市町界においてはそういうところがあると思うので、条例とか法律とか、そういったハードルはあると思いますけれども、ぜひそういったところを、今の規制改革ではないのだけれども、見直して、そういう場合はやはりあらかじめ、特に美原も多いですから、加治屋も今どんどん分譲されているから、今後そういったことでやっっていく必要があるという意見を申し述べます。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第127号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第127号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入については、原案を可とすることに決しました。ありがとうございました。

◎議案第123号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第3、議案第123号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（礒 一彦君） 産業振興部長の礒です。説明のために高林農政課長と君島商工観光課長が同席しております。よろしくお願いいたします。

議案第123号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定については、こちらは本会議で説明しておりますが、高林農政課長が同席しておりますので、改めて説明させていただきます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農政課長。

○農政課長（高林 晋君） 議案第123号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書91ページ及び92ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市水遊園直売所の指定管理につきまして、現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となるため、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもので

あります。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、大田原市水遊園直売所、大田原市佐良土2686番地であります。指定管理者となる団体の名称、代表者並びに所在地につきましては、特定非営利活動法人キャリアコーチ、理事長、高木雄大、大田原市加治屋83番地361であります。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

選定の経過を申し上げますと、指定管理者の選定に当たりましては、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、公募をしたところであり、公募は、市広報8月号と市ホームページに掲載して、8月3日から8月19日までの期間で周知いたしました。8月25日に現地説明会を開催しましたが、特定非営利活動法人キャリアコーチ1者の参加でありました。

93ページを御覧ください。添付資料番号1番ですが、指定管理者の選定委員会の結果になります。令和2年10月5日に開催されました大田原市指定管理者選定委員会におきまして、応募があった1団体について、指定申請書、事業計画書、収支予算書等の申請書類の審査及びヒアリングを実施した結果、特定非営利活動法人キャリアコーチが指定管理者の候補として決定されたところでございます。

94ページを御覧ください。添付資料番号2、仮協定書になります。指定管理者の候補者決定を受け、次ページの基本協定書のとおり、業務内容等を事実上、確定しておく必要があるため、令和2年11月6日に締結しております。

基本協定の内容につきましては、主なものとしまして96ページ、第7条、指定管理料についてですが、指定管理料は支払わないものとしております。管理に要する経費につきましては、自主事業の収入をもって充てることとしております。

次に、98ページの第16条、リスク分担ですが、協定書の最後、105ページから106ページのリスク分担表のとおりとなります。日常的な施設、設備の修繕のうち、3万円以上の修繕は市の負担となります。

なお、候補者であります特定非営利活動法人キャリアコーチですが、現指定管理者として施設の特性であります公共性を十分に理解し、大きな事故、トラブルもなく、管理運営を行っております。

以上で説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第123号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第123号 大田原市水遊園直売所の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第112号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第4、議案第124号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） 議案第124号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定につきましては、本会議で説明しておりますが、同席しております君島商工観光課長から改めて説明させていただきます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） それでは、商工観光課の君島でございます。私のほうから議案第124号、説明をさせていただきます。

議案第124号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定についてご説明をいたします。議案書136ページ及び137ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定につきましては、現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となるため、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、大田原市湯津上温泉やすらぎの湯、大田原市湯津上5番地776、大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯、大田原市堀之内674番地の2か所。指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、有限会社魚鶴、代表取締役、齋藤公市、大田原市佐久山2048番地。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

次に、138ページを御覧ください。選定委員会の結果についてであります。選定委員会開催日は、令和2年10月2日、応募があった団体は有限会社魚鶴の1社でありました。選定理由につきましては、当該施設を運営した実績を有しているとともに、当該施設の設置目的を理解し、利用者の向上に向け具体的な提案がなされており、候補者として適していると認められました。

次に、139ページでございますが、仮協定書でございます。指定期間及び指定管理料につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、指定管理期間における指定管理料の上限を5億9,000万円として、令和2年11月6日付で締結いたしました。

次に、140ページからは基本協定書であります。141ページの第5条及び第7条に、先ほど説明いたしました指定管理期間及び指定管理料を規定しております。

続いて、144ページの第16条のリスク分担表につきましては、ページ飛びまして150ページの別表リスク分担表のとおりでございます。日常的な施設、設備の修繕のうち、50万円以上の修繕は市の負担となります。なお、毎年度設定いたしました修繕費に余剰金が発生した場合には、146ページに戻りますが、第22条

第2項に基づき、年度末に精算し、返還することとしております。

なお、候補者であります有限会社魚鶴ですが、約5年間、指定管理者として管理運営を行っておりますが、施設の特性であります公共性を十分に理解し、管理運営に努めており、大きな事故、トラブルもなく、管理運営を行っております。

以上、説明でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤光浩君） 管理費について伺いたいのですけれども、先ほどの水遊園は管理費ゼロで、こちらは管理費が5年で5億9,000万円ということになっているのですけれども、その辺の考え方というのですか、管理費を出すものと出さないものがあるのはどういう考えで。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） お答えいたします。

指定管理という形において、管理費を出す出さないと、現実的に2つのパターンが存在しております。温泉管理につきましては、指定管理を始めた当初から自前の売上げでこれを運営するというのは想定しておりませんので、あくまでも管理費等は市が支払い、温泉の使用料につきましても大田原市の収入に入れるという形で運営をまいりましたので、今回も同じような形で指定管理を導入してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） ちょっと補足させていただきます。

先ほどの農政課のほうの案件につきましては、売上げを管理費に充てるということで、市のほうには売上げそのものは納めておりません。今回の場合ですと、売上げのほう、売上げというか入浴料、入場料です、そちらのほうを市のほうに納めていただいていると、そういった違いはそれぞれでございます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第124号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第124号 大田原市湯津上温泉やすらぎの湯及び大田原市総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第125号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第5、議案第125号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） 議案第125号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定につきましては、本会議で説明させていただいておりますが、同席しております君島商工観光課長から改めて説明させていただきます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） 引き続きまして、私のほうからご説明をいたします。

議案第125号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定についてご説明をいたします。議案書177ページ及び178ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定につきましては、現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となるため、同年4月1日以降の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、大田原市郷土資料館くらしの館、大田原市黒羽向町1422番地1、大田原市黒羽ふるさと物産センター、大田原市黒羽向町1422番地1の2か所。指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、黒羽ふるさと物産センター組合、組合長理事、大町和彦、大田原市黒羽向町1422番地1。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

次に、179ページを御覧ください。選定委員会の結果についてでございます。選定委員会開催日は、令和2年10月2日、非公募で黒羽ふるさと物産センター組合を指定し、申請書が提出されました。当該施設を運営した実績を有しているとともに、当該施設の設置目的を理解し、利用者の向上に向け具体的な提案がなされており、候補者として適していると認められました。

次に、180ページは仮協定書であります。指定期間及び指定管理料につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、指定期間において市は指定管理料を支払わないとしております。

次に、181ページからは基本協定書でございます。182ページの第5条及び第6条に、先ほど説明の指定管理期間及び指定管理料を規定しております。

184ページ、第16条のリスク分担表につきましては、ページ飛びますが、191ページの別紙リスク分担表のとおりであります。日常的な施設、設備の修繕のうち50万円以上の修繕は市の負担となります。

なお、候補者であります黒羽ふるさと物産センター組合につきましては、約5年間指定管理者として管理運営を行っておりますが、施設の特性であります公共性を十分に理解し、管理運営に努めており、大きな事故、トラブルもなく、管理運営を行っております。

以上、説明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純君） すみません。このふるさと物産センターは、市の指定管理料は払わないことになっているということは、運営的にはどのような状況で、これでやっていけているのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） お答えいたします。

ふるさと物産センター組合につきましては、これまでも売上げ、自分たちの売上げをもって運営を図ってこられまして、これはふるさと物産センターが開設された指定管理を導入前の昭和63年からずっとこのような形態で、組合員さんのほうの努力で運営をされてきております。答えは、その売上げをもっての運営ということになります。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純君） もし売上げがとても苦しいとか、マイナスだみたいな、そういうところに対しての市として何か対応とか、面倒見るとか、そういうことというのはあるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） お答えいたします。

これまでの経験の中でそういったものは今まではなかったわけですが、当然指定管理という5年のスパンの中でも随時経営状況であるとか、そういったものは市当局のほうと連絡を密にしておりますので、その意見交換の中でそういった状況が発生した場合には、協議することも当然あるかと思いますが、ただ今のところはこれまでの経験に基づき、また指定管理を受ける上で今の実施状況等も十分話し合いはなされておりますので、今のところはこれまで同様の形態でとは考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第125号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第125号 大田原市郷土資料館くらしの館及び大田原市黒羽ふるさと物産センターの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。当局の皆さん、ご苦労さまでした。

（執行部退席）

◎建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第6、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットに記載の調査事件につきまして、議会閉会中も継続調査したい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

各自内容を確認してください。

（内容確認）

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、同意をすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、建設産業常任委員会の閉会中の継続調査申出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前11時00分 散会